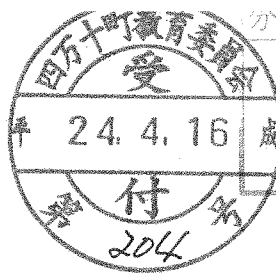


教育長	次 長	課 長	係
宮崎	田	田	



24高教福第26号
平成24年4月11日

各市町村（学校組合）教育長 様
各 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

教職員の服務規律の確保について（通知）

貴職におかれましては、日頃から教育の向上のため適正な学校管理や教職員の服務規律の確保について配慮され、管内教職員への指導に努めていただいていることに感謝を申し上げます。

さて、高知県の教育の質をより高め、子どもたちの輝かしい将来に繋げていくためには、学校、家庭、地域、行政が一体となって取り組んでいくことがなにより不可欠であり、それには、県民の皆様の学校教育に対する信頼及び期待を裏切るような非違行為は絶対にあってはなりません。

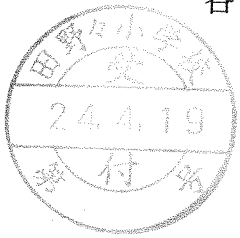
しかし、誠に遺憾なことに昨年度は、盗撮行為、窃盗による2件の懲戒免職をはじめ、酒気帯び運転での車両事故や生徒に恐怖心を抱かせる不適切な行為による停職など、皆さんがこれまで築いてこられた高知県の教育に対する信頼関係を大きく揺るがす重大事件が発生しております。

それ以外にも、嚴重注意や口頭注意等の措置事案の累計は、50件以上にも上っており、その中でも特に速度違反が目立っているところです。

私たち、教育関係者は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、児童生徒の模範となる行動を示す立場にあることから、より高い倫理観が求められており、自らの使命と職責を自覚し、服務規律の厳正な確保に努めなければなりません。

そのためには、個々の教職員が、これまでに発生した不祥事を他人事とせず、自分のこととして真摯に受け止めるとともに、教職員としての自らの行動が公教育に対する信用に大きな影響を与えることを日々認識し、適正に行動する必要があります。

貴職におかれましては、新年度にあたり、管内学校長に対して、PDCAサイクルの確立による学校経営の改善・向上はもとより、別記の事項を踏まえ、より一層の服務規律の徹底を図るため、教職員への注意喚起や周知徹底の場を設けるなどのご指導をいただき、不祥事の根絶に万全を期されますよう重ねてお願いいたします。



記

1, 綱紀肅正について（公務員倫理の確立について）

教職員は、高い倫理性を有することが求められており、県民の誤解や批判を受けることのないように努め、信頼される学校づくりに取り組むこと。また、不祥事の防止に努めるとともに、服務規律の向上を図ること。

- ・ 法令等に従って適正な業務運営に努めること。
- ・ 業務の点検、見直しを常に行い、工夫・改善を加えることによって効果的、効率的な執行を図ること。
- ・ 不祥事防止のためのチェックリスト（平成 21 年 8 月「信頼される学校作りのために」不祥事防止に向けて＜改訂版＞）により自己点検を行うこと。
- ・ 子どもたちや県民から寄せられている熱い期待や信頼に応えなければならない教育公務員の立場を十分認識すること。
- ・ 勤務時間の厳守に努めるとともに、休日等の服務についても、十分な自覚を持つこと。
- ・ 健全な私生活の保持に努め、自己を厳しく律し、教育に携わる者としての社会的信用の保持に努めること。
- ・ 高知県職員倫理条例の趣旨を踏まえ、公務員倫理の遵守に努めること。特に、会食、贈答等の疑惑を招く行為は厳に慎むこと。

2, 児童生徒の人権尊重について

児童生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントについては、改めて再発防止に向けて日常の教育活動を再点検すること。とりわけ教育的配慮が著しく欠如している体罰や児童生徒の人権や心情を著しく阻害する言動については、「児童の権利に関する条約」の趣旨を尊重し、人間的なふれあいに基づく生徒指導に努めること。

- ・ 法令遵守の意識を高めること。特に、体罰については言葉による暴力も含め、絶対に行わないこと。
- ・ 部活動等における指導は、児童生徒の心身の健全な育成をするという視点に立ち、児童生徒及び保護者の信頼が得られるよう適正な指導を行うこと。
- ・ 児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、児童生徒の人権を尊重する教育環境が侵害されるばかりでなく、永く心の傷として残ることから、その防止や相談体制の確立に全教職員挙げて取り組むこと。

万一、体罰やセクシュアル・ハラスメントが発生した場合は、被害者の人権や心情に十分配慮しながら、直ちに報告し、迅速かつ適切な措置を講じること。

3, 働きやすい環境づくりについて

メンタルヘルス・ケアについての研修に努め、その重要性を十分理解するとともに、年次休暇の計画的な取得を促進するなど教職員の健康管理に配慮し、教職員がその能力を十分に活かす機会や環境を整えること。また、セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントについても、教職員一人ひとりが正しい認識を持ち、全教職員挙げてその防止に取り組む体制を確立すること。

- ・ 教職員のメンタルヘルスをはじめ心身の健康管理については、管理職員として十分配慮すること。
- ・ 教職員相互の信頼を高め、日ごろから円滑な人間関係に配慮し、教職員一人ひとりが何でも相談し合い、助け合い支え合う、また、必要に応じて指導や注意のできる風通しのよい職場づくりに努めること。
- ・ 教育活動や事務処理などについて、日々の点検と見直しを行うことにより、児童生徒や教職員の時間的、精神的なゆとりの確保に努めること。
- ・ 人権意識の浸透を図り、体罰の防止など児童生徒の人権に万全の配慮を行うとともに、教職員個々の人権への配慮にも努めること。
- ・ 管理職員をはじめ教職員一人ひとりがセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントは、就学環境や職場環境を著しく悪化させ、児童生徒、教職員の人格や尊厳を傷つけるものであることを認識し、その防止に努めるとともに、誤解を招く言動には十分配慮すること。
- ・ 校内組織の機能化を図り、学校が組織体として力を発揮できるように努めること。
- ・ 業務の効率的・効果的な遂行など学校経営の充実・向上に努めること。

4, 研修について

教育に携わるすべての教職員が、学校単位で高い目標を共有するとともに、教育の専門家として夢と自負を持ち、自己の資質向上に向け、研究と修養に努めること。また、長期休業期間中における教職員の服務に対する県民の関心が高い中、研修の取扱も含め、県民の批判を受けることのないようにすること。

- ・ 教職員自らが専門知識・技能の習得、得意分野づくりや個性の伸長、豊かな見識と指導者としての視野を広げる研修を行うことは重要であることから、特に勤務時間の有効活用を図ること。そのために、校内研修などOJTの活性化はもとより研修の場や機会、研修に関する情報を共有するなど、教職員の自主的・主体的研修を推進するよう努めること。
- ・ 教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることなどを

踏まえ、計画書や報告書を提出させ、研修内容の把握・確認を行うとともに、地域住民や保護者等に疑念を抱かれないよう適切な勤務時間の管理をすること。

5. 情報の適正管理について

ICT 機器の活用については設置の目的や教育内容に応じた適正な利用管理を行うとともに教職員の不適切な情報管理による児童生徒の個人情報の流出事案が発生していることから、個人情報の適正管理について、校内管理体制を確立するとともに、情報の重要度に応じた管理に努めること。

- ・ 学校ごとに情報管理ルールの徹底を図ること。
- ・ 公的な ICT 機器を活用してのインターネットやメールについては、設置の目的や教育内容に応じた適正な活用を遵守し、児童生徒や教職員の私的利用や不適切なサイトへのアクセス等の防止に努めること。
- ・ 情報公開条例の趣旨を十分理解し、説明責任を常に念頭に置き、適正な業務執行に努めること。
- ・ 個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、学校における個人情報に関する書類及び電子媒体（特に USB メモリやメモリーカード）の管理を厳格に行うこと。
許可を得て個人情報に係る書類等を持ち出す場合には、常に自身が保持し、車内に放置するなど盗難の危険のある取扱いは、絶対に行わないこと。
また、個人情報がインターネット上に流出することがないように、電子媒体での情報管理には特に注意すること。

6. 事務処理の適正化について

事務処理や会議等の簡素・効率化を一層推進し、経理事務の適正な執行に努めること。

- ・ 予算の執行、管理に関しては、複数の教職員のチェック体制を確立すること。
- ・ 公金に準ずる生徒会費、教材費、PTA 会費等に関する通帳、印鑑の保管、管理を徹底し、執行及び決算の際には、管理職員が常にチェックすること。
- ・ 現金は、ロッカーや机等に入れて保管せず、原則として収納当日に指定金融機関等に振り込むこと。やむを得ず保管する場合は、貴重品、重要文書などを含め金庫等で確実に保管し、盗難・紛失の防止に努めること。

7. 危機管理について

危機管理には日ごろから十分注意し、緊急時・災害時等の対応を話し合い、対応マニュアルを徹底するなど、校内での役割分担を決め、教職員全体の意思統一を図っておくこと。

- ・ 学校において作成した危機管理マニュアルの見直しを随時行い、問題発生時の初期対応や緊急時・災害時の校内体制について教職員全員の共通理解を図ること。
- ・ 施設・設備の点検、安全保持には万全を期し、定期的な巡回を行い、危険箇所については早急に対応するとともに児童・生徒への注意喚起に努めること。
- ・ 接遇態度については、保護者や地域の人々との信頼関係を構築し、交流や連携を重視した開かれた学校づくりをすすめる視点と、不審な外来者からの安全確保に関わる危機管理としての視点の両面から、適切な対応及び学校管理に努めること。

8, 交通違反等の防止について

日頃から、交通安全に関する職場研修を実施するなどの交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めること。無免許運転、飲酒運転、スピード違反の交通三悪をはじめとする交通違反を行わないよう定期的に職場全体で意識共有すること。

- ・ 飲酒運転をはじめとする交通規則違反は、絶対にしないこと。また、安全運転を励行し、交通事故の防止に努めるとともに、事故発生の場合は、速やかに誠実な対応をすること。なお、自転車を利用する場合も、無灯火、傘差し、飲酒運転などの交通規則違反をしないこと。
- ・ 近年、特に違反者の増加している速度違反については、自己及び他者に対する危険性の高い極めて悪質なものであり、道路交通法上重大な違反であることを認識し、防止対策を講じること。

9, 政治的行為の制限について

教育公務員は、教育の政治的中立の原則に基づき、学校等において特定の政党の支持又は反対のために政治的活動をすることは禁止され、さらに選挙運動等の政治的行為の制限等についても、公職選挙法及び教育公務員特例法に特別な定めがされていることから、関係法令の周知を図るとともに、政治的中立性を疑わしめる行為をすることのないよう適切に指導すること。

- ・ 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、国家公務員の例により、国家公務員法及び人事院規則で政治的行為の制限が適用されていること。
- ・ 特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助することは、人事院規則違反となること。
- ・ 選挙運動についても、例えば学校教育法に規定する学校の長及び教員が、学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることは、公職選挙法違反となること。

10、その他

- ・ 営利企業に従事しようとするときは、決められた手続きを事前に行うこと。
- ・ 自動車税等の税金の納入については、公務員としての立場を自覚し、期限内納入を遵守すること。
- ・ 主任制度及び手当支給については、その意義や役割について全ての教職員の理解を深め、手当を拠出することは主任制度及び手当支給の趣旨に反するものであることを周知すること。さらに、手当支給の趣旨が十分に生かされるとともに県民の疑念が生じることの無いよう、指導の徹底を図ること。

なお、校内研修等の実施にあたっては、以下の通知及び資料を効果的に活用するなどして、実効あるものとなるようにすること。

【通知】

平成 18 年 6 月 14 日付け 18 高教職第 298 号「教育公務員特例法第 22 条第 2 項の規程に基づく研修について（通知）」及び「教育公務員特例法第 22 条第 2 項に基づく研修（職専免研修）についての Q&A」

平成 18 年 9 月 11 日付け 18 高教職第 601 号「学校会計の適正化について（通知）」

平成 18 年 10 月 18 日付け 18 高教職第 756 号「交通法規の遵守について（通知）」

平成 19 年 2 月 15 日付け 18 高教職第 1218 号「飲酒運転の根絶と不祥事防止について（通知）」

平成 19 年 10 月 3 日付け 19 高教政第 765 号「児童生徒引率中の服務規律の確保について（通知）」

平成 20 年 5 月 20 日付け 20 高教政第 231 号「セクシュアル・ハラスメントの防止について（通知）」

平成 22 年 2 月 22 日付け 21 高教政第 1672 号「パワーハラスメントの防止について（通知）」

平成 23 年 3 月 3 日付け 22 高教政第 1612 号「教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）」

平成 23 年 7 月 20 日付け 23 高教政第 562 号「教育ネットの利用について（通知）」

平成 24 年 4 月 9 日付け 24 高教福第 46 号「高知県教育委員会外部相談員について」

昭和 58 年 1 月 「主任制度及び手当支給の趣旨の徹底について」

文部省初等中等教育局長通知

【資料】

平成 19 年 9 月 「今、職場が変わるとき」（不祥事対策研究会のまとめ）

高知県教育委員会

平成 21 年 8 月 「信頼される学校づくりのために」不祥事防止に向けて＜改訂版＞

高知県教育委員会